

議案番号	議 案 名	表 決	結 果
議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(南関町手数料条例の一部を改正する条例)	令和6年 3月8日	承認
議案第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和5年度南関町一般会計補正予算(第9号))	〃	〃
議案第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和5年度南関町一般会計補正予算(第10号))	〃	〃
議案第4号	南関町職員のハラスメント防止に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第5号	南関町行政不服審査法施行条例の制定について	〃	〃
議案第6号	南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第7号	南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第8号	南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第9号	南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第10号	南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第11号	南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第12号	南関町営住宅条例及び南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第13号	南関町行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について	〃	〃
議案第14号	令和5年度南関町一般会計補正予算(第11号)について	〃	〃
議案第15号	令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	〃	〃
議案第16号	令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	〃	〃
議案第17号	令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	〃	〃
議案第18号	令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第19号	令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第20号	令和5年度南関町下水道事業補正予算(第1号)について	〃	〃
議案第21号	令和6年度南関町一般会計予算について	〃	〃
議案第22号	令和6年度南関町国民健康保険特別会計予算について	〃	〃
議案第23号	令和6年度南関町介護保険事業特別会計予算について	〃	〃
議案第24号	令和6年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について	〃	〃
議案第25号	令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について	〃	〃
議案第26号	令和6年度南関町下水道事業予算について	〃	〃
議案第27号	南熊本広域行政不服審査会の共同設置について	〃	〃
議案第28号	南関町教育長の任命につき同意を求めることについて	〃	同意
	議員派遣の件について	〃	原案可決
	委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」	〃	〃
	閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「広報常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「議会運営委員会」	〃	〃

陳情などの取り扱いと結果 (3月定例会分)

継 続 1 件

- ・陳情第4号 「日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書」

一 般 質 問

3月定例会では、山口純子議員、伊藤博長議員、境田敏高議員、福山美佳議員、杉村博明議員、立山比呂志議員の6人が一般質問を行いました。  
一般質問の内容と執行部の答弁は、町立図書館に配置の「会議録」および町ホームページをご覧ください。

(3月定例会分は6月に公開予定)

問 議会事務局 ☎57-8508

南関町農作業等標準労働賃金について

南関町農業委員会では、令和6年4月10日に農業委員で協議を実施した結果、農作業等標準労働賃金を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、この金額は、農家のみなさんが農作業等を委託または受託される時の目安ですので、双方の話し合いのうえ決定してください。

南関町農作業等標準労働賃金

単位:円(税込)

作 業 項 目	単 位	金 額(円)	備 考
一般農作業	1日	7,200	1日=8時間、熊本県最低賃金:898円(1時間)
荒起こし(1回目)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
2回目以降耕耘	10a当	5,000	ほ場整備済の田
		6,000	未整備田
代かき(たてよこ1回ずつ)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
肥料散布	10a当	1,000	肥料は委託者が準備
肥料・農薬散布	10a当	1,500	肥料・農薬は委託者が準備
機械田植 (苗は作業委託者が準備)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
畑耕耘	10a当	5,000	
バインダー・稲刈	10a当	9,000	紐は受託者で準備
脱 穀	10a当	8,000	
コンバイン刈取	10a当	15,000	ほ場整備済の田
		18,000	未整備田
		18,000	ほ場整備済の田 稲の倒伏
		21,600	未整備田 稲の倒伏
生粉運搬	10a当	1,000	
乾燥(粉摺り一連)	30kg当	700	掛け干し
		1,000	生 粉
粉摺り	30kg当	450	
畦塗り	1m当	70	

- 農業機械使用にともなう燃料は、機械持ちとなります。
- 熊本県最低賃金の効力発生日は、令和5年10月8日からです。
- 最低賃金が改定され、作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額に読み替えるものとします。

問 農業委員会 ☎57-8509